心豊かに暮らし続けられる島を目指して

東京都小笠原村長
渋谷（しぶや） 正昭（まさあき）

昭和58年小笠原村入庁。企画財政課副参事、産業観光課長、総務課長などを経て平成27年に小笠原村副村長就任。令和3年小笠原村長就任、現在に至る（現在1期目）。

島の生活を一手に担う定期航路

令和五年一〇月二三日午前六時、私は東京への出張のため定期船「おがさわら丸」に乗船していました。同船は東京～父島間を所要時間二四時間で結んでいます。

その日は穏やかな航海で体を休めていましたが、青ヶ島と八丈島の間を流れる黒潮を渡っている時、突然の大きな振動に目が覚めました。しばらくすると振動は収まりましたが、船窓を見るといつもは海面が流れるように進行しているはずが、非常にゆっくりとした動きに。その後、船内アナウンスがあり「スクリューに何らかの漂流物が絡み減速航行をしており、東京到着時間が大きく遅れる」とのことでした。結果として、おがさわら丸は一六時間遅れの一〇月二四日午前七時に東京竹芝港に到着、実に四〇時間を要する航海となりました。

到着後直ちに、運航会社がスクリュープロペラを海中点検した結果、「漁網のようなものが大量に絡んでいたことが判明。この原因を取り除いたので、翌日の父島行定期便は問題なく運航ができる」との説明を受け、ホッと胸をなでおろしました。

おがさわら丸は、東京と小笠原村を結ぶ唯一の公共交通手段であり、私たちの生活はこの定期船に頼っていると言っても過言ではありません。

幸いにもすぐに航海が再開できたから良かったものの、海中作業で漂流物を外せなかったり、スクリュープロペラや船体が損傷した場合は、船をドックに上げての修繕を強いられることになり、長期間の欠航を余儀なくされるリスクがあり

住民生活に必要不可欠な定期船「おがさわら丸」。

ました。

小笠原村民の移動と生活物資のすべてを担う定期船が長期間走れなくなる――万が一の際に備えて、その代替手段を考えておくことも地域の課題であり、私の職責であると改めて認識をする機会となりました。その後、どのような代替手段が考えられるのか、村や運航会社だけで解決できる問題ではないため、国や東京都などにも働きかけて検討をしているところです。

日本全国を見渡しても、週に一便の定期船が本土への唯一の交通手段である離島は他にありません。航空路線については、東京都によって検討が重ねられています。

「小笠原諸島振興開発特別措置法（以下、小笠原振興法）」は、このような小笠原諸島の条件不利性を緩和する目的があり、この度、改正・延長をいただいたことは大変喜ばしい限りです。

小笠原諸島振興開発特別措置法の延長

令和六年三月三一日を期限とする小笠原振興法は、同月二九日、第二一三回通常国会において改正、延長が可決されました。

戦後、米国の統治下にあった小笠原諸島は、昭和四三年に日本に復帰し、今年で五六年が経過しました。復帰当時一八

一名であった小笠原村の人口は、令和六年五月現在二五二三名にまで増えております。

戦争の激化により住民のほとんどが強制疎開させられ、米国統治下で帰島を許された住民はごく僅かであり、さらに小笠原諸島は本土から一〇〇〇キロメートルも離れ、人の行き来や物資の輸送も限られる超遠隔離島です。それにもかかわらず小笠原諸島の復興・振興のため産業基盤、生活基盤、文教施設などのあらゆるインフラ施設が整備され、産業振興と人口の定着が図られたのは、まさに小笠原振興法（返還当初は「小笠原諸島復興特別措置法」）のもとに、事業が実施されてきた成果であります。

住宅不足と移住の促進に向けて

今回の法改正では、地方への人の流れを創出する目的から『移住の促進』に関する配慮規定が新設されました。

現在、村内外から「住宅問題」の解消を求める声が多く聞かれます。事業の維持、拡大、継承のために従業員を雇いたいが村内に住む家がない、家族が増えたが広い住宅がないといった声です。

村内には「旧島民」の帰島を促すために建てられた都営小笠原住宅をはじめ、民間の賃貸アパートも多くありますが、空室はほとんど無く、新しい住民を受け入れる余地は少ないと言わざるを得ません。

戸建て住宅を増やしたいところではありますが、住宅用地として活用可能な平坦な土地は少なく、世界自然遺産にも登録されている自然公園地域が広がることから、むやみな開発はできません。

法に基づき東京都が定める「小笠原諸島振興開発計画」においては、土地利用計画が定められています。今回の法改正にともない新しく定められる同計画においては、村の住宅不足に対応するため、特に父島の土地利用計画の見直しが行なわれます。土地利用計画では、その利用の方針を「自然保護地域」「集落地域」「農業地域」「その他地域」の四つに定め、それぞれの地域に沿った利用を促しています。

新計画では住宅不足に対応するため、自然環境との調和に配慮しながら既存集落との一体性をもった「集落地域」の拡大を目指すこととしており、これに併せて村として新しい住宅政策を模索していきます。

小笠原村の「持ち家率」は、およそ二〇パーセントしかありません。伊豆諸島の場合のおよそ七〇パーセントと比較しても、当村の持ち家率が極めて低いことが分かります。これは小笠原村が小規模な離島であり、かつ住宅を建てられる場所が少ないことも要因のひとつですが、超遠隔離島であるた

め、住宅の建設資材などの物資を輸送するにも多額の海上運賃が必要となることも大きな障壁です。本土で住宅を建てる費用の倍以上のコストが必要なことも、持ち家率が低くなっている理由のひとつではないかと考えています。

村では、これまでも定住促進策として持ち家率を増やすため宅地分譲事業を行なってきました。これまでに父島六カ所、母島一カ所の計七カ所に八五区画の宅地の販売実績があります。本年度は、父島の奥村に新たに八区画の分譲地を販売する計画です。母島にも令和一〇年度以降に分譲事業ができるよう、用地の確保を行ない、現在測量や設計の準備を進めているところです。

公営や民間アパートに入っている住民が、分譲地を購入して一戸建て住宅を建て、転居することによって、既存の公営住宅やアパートには空きが生じます。そこに移住者を迎えることができれば、「移住の促進」につながると考えています。

令和6年度に販売予定の父島奥村分譲地。

豊かで持続可能な小笠原の実現を

改正小笠原振興法では、他にも新たな課題への対応として「遠隔教育」「先端的な情報通信技術の活用」「遠隔医療」「防災対策等」といった配慮規定の充実がなされました。令和六年五月八日に法に基づく「小笠原諸島振興開発基本方針」が国によって定められ、現在、その方針に沿った「小笠原諸島振興開発計画」を東京都が策定中です。

引き続き国や都とも連携しながら振興開発計画に定められた目標の達成に取り組むとともに、小笠原村が目指す将来像「心豊かに暮らし続けられる島」の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、同法の改正、延長に向けてご尽力をくださった石原宏高自由民主党離島・半島振興特別委員長をはじめ多くの衆参両国会議員の皆様、そして国土交通省、東京都などの関係機関の皆様に厚く御礼を申し上げます。■